

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較
1 一般被保険者国民健康保 険 税	2,230,857	2,334,172	△103,315
2 退職被保険者等国民健康 保 険 税	71,244	101,283	△30,039
計	2,302,101	2,435,455	△133,354

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 療養給付費等負担金	1,791,830	1,958,886	△167,056
2 高額医療費共同事業負担 金	64,793	64,115	678

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1	医療給付費分現年課税分	1,463,841	(保険年金課) ・ 保険税医療給付費分現年課税分 (普通徴収) 1,325,508 ・ 保険税医療給付費分現年課税分 (特別徴収) 138,333
2	後期高齢者支援金分現年課税分	420,565	(保険年金課) ・ 保険税後期高齢者支援金分現年課税分 (普通徴収) 383,002 ・ 保険税後期高齢者支援金分現年課税分 (特別徴収) 37,563
3	介護納付金分現年課税分	123,454	(保険年金課) ・ 保険税介護納付金分現年課税分 123,454
4	医療給付費分滞納繰越分	157,576	(収税課) ・ 保険税医療給付費分滞納繰越分 157,576
5	後期高齢者支援金分滞納繰越分	47,367	(収税課) ・ 保険税後期高齢者支援金分滞納繰越分 47,367
6	介護納付金分滞納繰越分	18,054	(収税課) ・ 保険税介護納付金分滞納繰越分 18,054
1	医療給付費分現年課税分	45,368	(保険年金課) ・ 保険税医療給付費分現年課税分 (普通徴収) 45,329 ・ 保険税医療給付費分現年課税分 (特別徴収) 39
2	後期高齢者支援金分現年課税分	12,638	(保険年金課) ・ 保険税後期高齢者支援金分現年課税分 (普通徴収) 12,623 ・ 保険税後期高齢者支援金分現年課税分 (特別徴収) 15
3	介護納付金分現年課税分	8,801	(保険年金課) ・ 保険税介護納付金分現年課税分 8,801
4	医療給付費分滞納繰越分	2,969	(収税課) ・ 保険税医療給付費分滞納繰越分 2,969
5	後期高齢者支援金分滞納繰越分	841	(収税課) ・ 保険税後期高齢者支援金分滞納繰越分 841
6	介護納付金分滞納繰越分	627	(収税課) ・ 保険税介護納付金分滞納繰越分 627

1	現年度分	1,791,829	(保険年金課) ・ 現年度分療養給付費等負担金 1,791,829
2	過年度分	1	(保険年金課) ・ 過年度分療養給付費等負担金 1
1	高額医療費共同事業負担金	64,793	(保険年金課) ・ 国民健康保険高額医療費共同事業負担金 64,793

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較
3 特定健康診査等負担金	14,353	14,634	△281
計	1,870,976	2,037,635	△166,659

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 財政調整交付金	268,627	309,089	△40,462
計	268,627	309,089	△40,462

(款) 3 療養給付費交付金

(項) 1 療養給付費交付金

1 療養給付費交付金	167,488	227,059	△59,571
計	167,488	227,059	△59,571

(款) 4 前期高齢者交付金

(項) 1 前期高齢者交付金

1 前期高齢者交付金	2,969,973	2,967,773	2,200
計	2,969,973	2,967,773	2,200

(款) 5 県支出金

(項) 1 県負担金

1 高額医療費共同事業負担金	64,793	64,115	678
2 特定健康診査等負担金	14,353	14,634	△281
計	79,146	78,749	397

(款) 5 県支出金

(項) 2 県補助金

1 都道府県財政調整交付金	445,819	529,311	△83,492
計	445,819	529,311	△83,492

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1	特定健康診査等負担金	14,353	(保険年金課) ・特定健康診査等負担金 14,353

1	財政調整交付金	268,627	(保険年金課) ・特別調整交付金 ・普通調整交付金 4,796 263,831

1	療養給付費交付金	167,488	(保険年金課) ・療養給付費交付金(現年度分) 167,488

1	現年度分	2,969,973	(保険年金課) ・現年度分前期高齢者交付金 2,969,973

1	高額医療費共同事業負担金	64,793	(保険年金課) ・埼玉県国民健康保険高額医療費共同事業負担金 64,793
1	特定健康診査等負担金	14,353	(保険年金課) ・特定健康診査等負担金 14,353

1	都道府県特別調整交付金	78,941	(保険年金課) ・都道府県特別調整交付金 78,941
2	都道府県普通調整交付金	366,878	(保険年金課) ・都道府県普通調整交付金 366,878

(款) 6 共同事業交付金

(項) 1 共同事業交付金

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較
1 高額医療費共同事業交付金	317,615	267,895	49,720
2 保険財政共同安定化事業交付金	2,581,691	2,533,888	47,803
計	2,899,306	2,801,783	97,523

(款) 7 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 利子及び配当金	21	21	0
計	21	21	0

(款) 8 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	1,298,278	1,545,653	△247,375
計	1,298,278	1,545,653	△247,375

(款) 8 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 保険給付費支払基金繰入金	1	1	0
2 高額医療費貸付基金繰入金	1	1	0
計	2	2	0

(款) 9 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	50,000	50,000	0
-------	--------	--------	---

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1	高額医療費共同事業交付金	317,615	(保険年金課) ・高額医療費共同事業交付金 317,615
1	保険財政共同安定化事業交付金	2,581,691	(保険年金課) ・保険財政共同安定化事業交付金 2,581,691

1	利子及び配当金	21	(保険年金課) ・保険給付費支払基金積立金利子 21

1	保険基盤安定繰入金	314,791	(保険年金課) ・保険基盤安定繰入金 314,791
2	一般会計繰入金	855,087	(保険年金課) ・一般会計繰入金 855,087
3	出産育児一時金繰入金	36,400	(保険年金課) ・出産育児一時金繰入金 36,400
4	事務費繰入金	71,005	(保険年金課) ・事務費繰入金 71,005
5	財政安定化支援事業繰入金	20,995	(保険年金課) ・財政安定化支援事業繰入金 20,995

1	保険給付費支払基金繰入金	1	(保険年金課) ・基金繰入金 1
1	高額医療費貸付基金繰入金	1	(保険年金課) ・貸付基金繰入金 1

1	繰越金	50,000	(保険年金課) ・繰越金 50,000
---	-----	--------	---------------------------

(款) 9 繰越金

(項) 1 繰越金

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較
計	50,000	50,000	0

(款) 10 諸収入

(項) 1 延滞金加算金及び過料

1 一般被保険者延滞金	10,091	7,572	2,519
2 退職被保険者等延滞金	10	10	0
3 一般被保険者加算金	1	1	0
4 退職被保険者等加算金	1	1	0
5 過 料	1	1	0
計	10,104	7,585	2,519

(款) 10 諸収入

(項) 2 雑入

1 雑 入	3,420	3,632	△212
2 返 納 金	2,057	1,500	557
3 第 三 者 納 付 金	10,319	9,000	1,319
計	15,796	14,132	1,664

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	

1 一般被保険者延滞金	10,091	(収税課) ・ 現年度分一般被保険者保険税延滞金	10,091
1 退職被保険者等延滞金	10	(収税課) ・ 退職被保険者等保険税延滞金	10
1 一般被保険者加算金	1	(収税課) ・ 一般被保険者加算金	1
1 退職被保険者等加算金	1	(収税課) ・ 退職被保険者等加算金	1
1 過料	1	(収税課) ・ 過料	1

1 雑入	2	(保険年金課) ・ 雑収入	2
2 指定公費負担分	3,364	(保険年金課) ・ 指定公費負担分	3,364
3 傷害保険料個人納付金	6	(健康増進センター) ・ 傷害保険料個人納付金	6
4 調理実習参加者負担金	48	(健康増進センター) ・ 調理実習参加者負担金	48
1 返納金	2,057	(保険年金課) ・ 過年度分療養給付費返納金	2,057
1 第三者納付金	10,319	(保険年金課) ・ 第三者行為納付金等	10,319